

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工学府長・工学部長、農学府長・農学部長、生物システム 応用科学府長</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工学府長・工学部長、農学府長・農学部長、生物システム 応用科学府長及び<u>連合農学研究科長</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>・連合農学研究科長を委員会委員に追加するための改正</p>

附 則 (令和3年10月1日細則第12号)
この細則は、令和3年10月1日から施行する。